

平成24年 第8回 農業委員会総会

日 時 平成24年8月28日 (火) 午後3時
場 所 糸満市役所3-C会議室

【出席委員】

会長	金城正春	代理	眞栄里保	1番	伊保智栄美	2番	宮里良淳
3番	上原英正					6番	具志堅繁光
7番	稲福ツヤ子	8番	大城茂治	9番	上原和雄	10番	大城仁輝
11番	亀甲康榮	12番	金城哲男	13番	賀数宏	14番	伊敷 幸栄
15番	金城 勲			17番	玉城盛雄	18番	新垣芳隆
19番	大城竹信	20番	国吉真昭	21番	大保新幸		

【欠席委員】

4番大城正幸 5番山城学 16番仲西栄二

【職務のために出席した職員】

伊敷忠 前門松次 国吉孝

【議事録署名人】

21番 大保 新幸 1番 伊保 智栄美

【議事日程】

日程第1議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2議案第29号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第3議案第30号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
その他

事務局

こんにちは。今日は 23 名中 3 名が欠席となっています。農業委員会に関する法律第 21 条第 3 項により総会は成立です。では、会長宜しく申し上げます。

会長

みなさんこんにちは。台風 15 号は長い時間の暴風に見舞われましたが、当初の予想よりも風速も弱く被害はあったものの事前の予報から最悪の事態を予想していたので、それよりは良かったかなとみております。台風の後には片付け等が大変ですが特にハウスを持っている方は事前の対策、後片付け等が大変だったかなと思います。いずれにしても予報よりは下回ったので良かったと思います。8 月 20 日には県の常任会議がありました。前にも申し上げたのですが皆さんにも資料を配っております。仲井眞知事にはお会いできなかったのですが、副知事に建議をしております。詳しい事は資料に目を通していただければと思います。それから、農地法 4 条 5 条の案件が糸満からは 5 件ありましたが、これも議案通り決定されましたのでお知らせいたします。それでは本来の総会にまいりたいと思います。本日の議事録署名人は、21 番の大保新幸委員、1 番の伊保智栄美委員です。宜しく申し上げます。それから、次回調査委員は 10 番大城仁輝委員 11 番亀甲康榮委員 12 番金城哲男委員となっていますので、次回調査の方を宜しく申し上げます。では本日の議事日程、日程第 1 議案第 28 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、日程第 2 議案第 29 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について、日程第 3 議案第 30 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてとなっております。それでは、事務局の方から説明の後、皆さんからのご意見ご審議を宜しく申し上げます。それでは事務局宜しく申し上げます。

事務局

はい。それでは資料に基づきましてご説明してまいります。議案書の 2 ページをお開きください。24 件申請がされていますので、1 番から順に説明致しますが番号 1 については、21 番委員の大保委員が譲渡人となっておりますので番号 1 番について先に説明致します。譲受人は農業従事日数 200 日、耕運機、散布機、草刈り機を保有しており人参栽培による賃貸借権で規模拡大のための申請となっております。

会長

事務局からの説明でもありましたが番号 1 については、21 番委員の大保委員が譲渡

人ということで、農業委員会に関する法律第 24 条により審議に参加できませんので退席なさいます。

会長

はい。それでは、審議に入ります皆さんのご意見ご質問宜しくをお願いします。

委員

異議なし進行の声あり

会長

異議なし進行の声がありますので番号 1 について、可と決定します。それでは、大保委員が審議に参加します、事務局番号 2 から説明をお願いします。

事務局

はい、説明致します。番号 2 につきましては、さとうきびを栽培して 3 年の経験があり機械の保有状況としまして、トラクター、耕運機、草刈り機、各 1 台保有しております規模拡大のための賃貸借権の設定となっております。番号 3 は農業研修を終了し今回新規就農ということで、農地を購入して営農開始で農業機械等につきましては購入予定であります。番号 4 につきましては、花卉農家で農業歴 10 年、機械の保有状況は草刈り機、耕運機、散布機を保有しており売買での所有権移転となっております。番号 5 はさとうきび栽培農家で、農作業歴 50 年で機械の保有についてはトラクター、耕運機、草刈り機等を保有しております、兄弟で所有しております農地の持ち分移転でございます。番号 6 については、さとうきび農家で農業歴 40 年です番号 5 と関連しております持ち分移転となっております。番号 7 につきましては農業従事日数 250 日、機械の保有状況としまして、耕運機、草刈り機、防除機を保有しています規模拡大のための賃貸借の設定となっております。番号 8 について野菜栽培をしております農業従事日数 300 日、経営面積 5094 m²、機械の保有は、耕運機、トラクター、散布機、草刈り機を保有しております。番号 9、10 については、関連していますので一括して説明致します。祖父とさとうきびを栽培しておりますが、独立して農業経営を行いたいということで、使用貸借権の設定と所有権移転で農業従事日数 200 日、耕運機、散布機、草刈り機を所有し経営面積 4018 m²となっております。番号 11 について野菜栽培農家で農業従事日数 300 日、耕運機、散布機等を所有して現在経営地 5303 m²で 2124 m²所有権移転での規模拡大となっております。番号 12 さとうきび農家で農業従事日数 200 日トラクター、散布機等を所有して、現在経営地 7226 m²で 2124 m²売買の所有権移転の規模拡大となっております。番号 13 でございますが、さとうきびを栽培しております。農業従事日数 300 日、トラクター、耕運機、を所有して、現在

経営地 2541 m²で 4763 m²を貸借し規模拡大のための申請となっております。番号 14、15 につきましては関連しております畑の整形での交換となっております。番号 16、17 につきましては、関連していますさとうきびと野菜栽培をしています農業従事日数 200 日、農業機械につきましてもトラクター、耕運機等を所有して経営面積 5218 m²でございます。番号 18 は、野菜栽培農家で従事日数 300 日、トラクター、散布機、草刈り機を所有しています。現在経営地 9191 m²で 2265 m²を売買の移転となっております。番号 19、22 については、貸借による権利移転で農業従事日数 200 日、耕運機等を所有しています。番号 20、21、23、24 につきましては、規模拡大のための売買移転で、トラクター、耕運機、散布機等を所有して、農業従事日数 300 日となっております。以上です。

会長

はい。事務局からの説明が終わりましたので委員の皆さん、ご意見ご質問ございませんか。

委員

はい。いいですか。教えてもらいたいのですが、5 番の持分移転というのはなんですか。

事務局

お答えします。今回は 5 番と 6 番が関連してくるのですが、持分移転というのは、土地つまり畑の名義が共有名義になっており、例えば、共有名義が 5 筆あるとします。3 筆は A さんに残りの 2 筆は B さんにという形なのですが持分移転ということになります。

委員

交換と同じようなものですか。

事務局

そうですね。似ています。

委員

分かりました。

会長

他にございませんか。ないようなので議案第 28 号につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし進行の声あり

会長

異議なしということですので、お諮り致します議案第 28 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、可と決定することに異議ございませんか。

委員

異議なしの声あり

会長

ご異議なしということですので議案第 28 号については可と決定されました。それでは議案第 29 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について、事務局の方から宜しく申し上げます。

事務局

はい。ご説明してまいりますので 7 ページをお開きください。

議案書を読み上げて説明

1 名の方から農地売買のあっせん申し出がありますので、次の委員をあっせん委員に指名することについて、同意を求めます。

2 番委員 宮里良淳 10 番委員 大城仁輝

会長

それでは、皆さんのご意見、ご質問等がありましたら宜しくお願いします。

委員

異議なし進行の声あり

会長

ご異議なしということですので、お諮り致します。議案第 29 号農地移動適正化あつせん事業の指名について議案の通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

異議なしということですので、議案第 29 号につてかと決定いたします。両人の委員、宜しくお願いします。それでは議案第 30 号農業経営基盤強化事業に伴う農用地利用計画について、事務局からの説明を宜しくお願いします。

事務局

はい。ご説明いたします。10 ページお開きください。農業経営基盤強化促進事業に伴う案件でございます。

議案書を読み上げて説明

利用権設定につきましては、農業経営基盤強化法だい 18 条第 3 項の各号の要件を満たしていると思いますので、事務局としましては許可相当ということで提案しています。ご審議よろしく申し上げます。

会長

事務局ありがとうございます。皆さんのご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員

はい。24-39 と 24-40 の案件ですが、賃借料が高いような気がするのですが、何かの施設とかですか。

事務局

24-39 に関しましては、ビニールハウス施設が建っています。24-40 は普通の畑となっております。

委員

分かりました。

会長

他にございませんか。ないようなので議案第 30 号につきましては、議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし進行の声あり

会長

ご異議なしということですので、お諮り致します議案第 30 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画につきましては議案の通り決定してよろしいでしょうか

異議なしの声あり

会長

ご異議なしということですので、議案第 30 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について、可と決定されました。すか。それでは、これもちまして総会を終わりたいと思います。

議事録署名人

21 番 大保新幸

1 番 伊保智栄美